

令和6年6月27日
くらしの安全安心課 消費相談啓発指導担当
担当者：赤星・武富
内線：3843 直通：0952-25-7059
E-mail: kurashianzen@pref.saga.lg.jp

「学生消費者教育推進リーダー養成講座」の参加者を募集します

佐賀県では、令和4年4月の民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられ、若年者の消費者トラブルの増加が懸念されていることから、若年者への効果的な啓発実施に向けた体制整備を進め、若年消費者被害防止対策の充実を図っています。この取組の一環として、若者目線に立った啓発活動に取り組んでもらう「学生消費者教育推進リーダー」を育成することとしており、今年度で6回目となる養成講座を開催します。

記

1 日時・場所

- 日時：令和6年8月29日（木曜日） 10時00分から16時30分まで
令和6年8月30日（金曜日） 10時00分から16時30分まで
- 場所：アバンセ 第4研修室

2 主な内容

- 消費者教育の基礎知識の学習（座学）
- ゲーム(悪質商法対策ゲームⅢ)
- DVD視聴
- グループワーク

3 対象者

学生（県内の大学・短大・専門学校に在籍、または県内出身者）30名（先着受付）

4 応募方法

メール・FAX・HP 申込フォームより（詳細は、別添チラシのとおり）

5 応募締め切り

8月14日（水曜日）